

「種類株」の活用方法について教えてください

Q：前回に続いて中小企業経営者に重要な「種類株」の活用方法について教えてください。

A：種類株の活用は事業承継にとって重要です！

今回は事業承継に有効な種類株活用例を解説します。

1 「議決権制限株」(法108条)

概要 総会で議決権行使が制限された株式で、完全無議決権株と特定事項議決権制限株があります。株式譲渡制限会社の議決権制限株発行限度は撤廃されました。

活用例 生前に議決権制限株を発行し、後継者に普通株を、他の相続人に議決権制限株を取得させ、遺留分に配慮しつつ後継者に経営権を集中させます。

定款変更手続き 総会特別決議（議決権の過半数を有する株主が出席し議決権の2 / 3以上の賛成）にて。

2 「拒否権付種類株（黄金株）」(法108条)

概要 特定事項につき当該種類株主総会の承認が必要となる種類株で、当該株式のみの譲渡制限も可能。

活用例 ｱ)生前に当該種類株を発行し後継者に取得させる。ｲ)オーナー経営者が後継者に株の生前贈与により経営権委譲するが、自身は当該種類株を取得し経営に睨みを利かせる等。

定款変更手続き 総会特別決議。

3 「議決権・配当等につき株主ごと異なる取扱い」

概要 (法109条) 株式譲渡制限会社は、定款により議決権・配当につき株主ごとに異なる取扱いが可能。

活用例 取締役である株主のみが議決権を有する旨を定款で定め、後継者を取締役にして経営権を集中。

定款変更手続き 総会特殊決議（総株主の半数以上かつ総株主の議決権の3 / 4以上の賛成）によります。

4 「相続人等に対する売渡請求」(法174条)

概要 相続・合併等一般承継により取得された譲渡制限株に対し、会社が売渡し請求を行えます。

活用例 生前に当該売渡し請求出来る旨を定款で定め、後継者以外の株式取得者に売渡し請求すれば株式分散防止を図れます。

定款変更手続き ｱ)定款変更の為の総会特別決議。ｲ)売渡し請求の都度、請求株数・請求対象者決定の総会特別決議。㇑)会社と売渡し請求対象者間での売買価格の協議等が必要です

5 .「種類株の相続税評価」は、原則的評価から20%評価減が妥当との意見もありますが、国税庁は基準を明確にしておりません。税改正の動向が注目されます。

平成18年9月
税理士法人石井会計
代表社員 石井栄一
(公認会計士・税理士)